

江田島市がんばる商工業等支援金交付要綱

令和2年5月12日

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している商工業等の継続的な経営に対する支援を行うため、江田島市商工会の会員(以下「会員」という。)が江田島市商工会を窓口として金融機関から継続的な経営のため、資金の融資を受けた場合において、その融資額に連動した額を江田島市がんばる商工業等支援金(以下「支援金」という。)として交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則(平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援金交付の対象)

第2条 この要綱の規定による支援金の交付の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 本市に事業所を有する会員であること。ただし、会員であっても風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定するものをいう。)に該当する者を除く。

(2) 申請する融資を受けた資金が、市の他の類似の支援金等の交付を受けた事業に該当しないものであること。

(3) 前年度以前の市税を滞納していないこと。

(補助率及び限度額)

第3条 第1条の支援金の交付の対象となる融資を受けた額に対する補助率は、2パーセントとする。

2 支援金の額は、融資を受けた額に前項の補助率を乗じて得た額とし、同一年度内で30万円を限度とする。

3 前項の支援金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を希望する者(以下「交付申請者」という。)は、江田島市がんばる商工業等支援金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添え、江田島市商工会を經由して、市長が定める日までに提出しなければならない。

(1) 融資機関の貸付決定書(写し)

(2) 江田島市がんばる商工業等支援金交付に関する商工会の意見書(様式第2号)

(3) 市税の閲覧に対する同意書(様式第3号)

(支援金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類の審査を行い、適当と認めるときは、江田島市がんばる商工業等支援金交付決定通知書(様式第4号)を交付申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第6条 規則第15条の規定にかかわらず、第4条各号に掲げる書類の提出をもって、規則第15条の実績報告書に代えるものとする。

(支援金の請求)

第7条 第5条の規定により交付決定を受けた者は、同条の通知書を受領した日から起算して15日以内に、江田島市がんばる商工業等支援金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。